

令和 8 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時		令和 8 年 8 月 26 日（水）15 時 00 分～15 時 48 分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（4 名）	川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5 名）	上園哲也 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 8 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	なし 審議会進行時の配付資料 ・鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 ・専門部会審議経過本審報告書（部会長） ・公益委員の見解 ・鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）	

○ 川口会長

皆さん、こんにちは。部会の皆さん方は午前中からずっと、また、午後からの委員の皆さんは全員、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和 8 年度第 3 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会の成立等について事務局より報告をお願いいたします。

○ 松下室長

最低賃金審議会令第 5 条第 2 項によりますと、審議会は、委員の 3 分の 2 以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き議決をすることができないと規定されております。

本日は委員の 3 分の 2 となる 14 名の委員に御出席いただいております、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、6 名の傍聴希望と報道機関 8 社からの取材希望を受け付けておりたゞいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立しているということです、これより審議を開始したいと思います。

ただいま事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望される方がいらっしゃいます。審議会の公開につきましては、会議を傍聴する希望の者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されており、7月10日開催の第1回本審において傍聴を認めることとしておりますので、事務局は傍聴希望者及び取材関係者を入室させてください。

(傍聴者及び取材者入室、資料配付)

○ 川口会長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、1番目、令和8年度鹿児島県最低賃金の改正審議を議題といたします。

審議の前に事務局から報告等ございますか。

○ 松下室長

現在、事務局にて把握しております全国の結審状況につきまして、昨日までの情報ではございますが本日開催されました第6回専門部会の資料として机上配付しました令和8年度地域別最低賃金の審議・決定状況のとおりとなっております。

以上でございます。

○ 川口会長

ありがとうございます。

令和8年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月10日に鹿児島労働局長から諮問を受けて鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、6回にわたり審議を行ってまいりましたが、本日10時から開催されました第6回専門部会にて結論が出ましたので、松本部会長代理

よりその報告と審議経過についての説明をお願いいたします。

○ 松本部会長代理

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきます。お手元の鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧ください。

令和8年8月26日、鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島地方最低賃金審議会、鹿児島県最低賃金専門部会部会長、川口俊一。

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和8年7月10日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては、別紙2のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について 答申の考え方にに基づき、最新のデータにより令和6年10月5日発効の鹿児島県最低賃金 時間額953円は、令和6年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、川口俊一、瀬口毅士、松本俊哉。

労働者代表委員、上蘭哲也、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩田英明、千代森修一、濱上剛一郎。

別紙1を御覧ください。

鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、鹿児島県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,090円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発効日、令和8年10月25日。

別紙2、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較についてです。

- 1、地域別最低賃金、最低賃金額時間額で953円となっております。
- 2、生活保護、比較対象者は18歳から19歳・単身世帯者、対象年度は令和6年度。生活保

護費については、以下のとおりです。

3、生活保護に係る施策と整合性について、上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上です。

それでは、続きまして、専門部会審議経過本審報告を行います。お手元の審議経過報告書について、適宜、要旨を抜粋して報告させていただきたいと思います。

専門部会審議経過本審報告書。

1、はじめに。令和8年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議について、本年7月10日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計6回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2、審議経過。こちら1から続きます。繰り返しになりますので、とりわけ第1回目の専門部会で労使双方から主張された内容に関しましては、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

3ページ目、(3)、第2回の専門部会においては、第1回目に引き続いて、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。労働者代表からは89円引き上げて1,115円、使用者代表委員からは41円引き上げて1,067円の数額提示がなされた。

(4)、第3回専門部会においても、引き続き、最低賃金の金額改定の審議を行った。3回目に関しても同額の数額提示が行われました。

(5)、第4回専門部会において、引き続き、最低賃金の金額改正の審議を行った。労働者代表委員からは前回の提示額89円から10円引き下げた79円、1,105円が再提示された。使用者代表からは前回提示額の41円から15円引き上げ、中央最低賃金審議会から提示された目安額どおりの56円、1,082円が再提示された。

(6)、第5回専門部会においては、前回に引き続き、最低賃金の金額改正の審議を行った。労働者代表委員からは、これは2回目に74円、1,100円が再提示された。使用者代表委員からは歩み寄りを検討する旨、報告があったが新しい金額の提示は行われなかった。

(7)、第6回専門部会においては、前回に引き続き最低賃金の金額改正の審議を行った。労働者代表からは前回提示額の74円、1,100円を堅持する旨が示された。使用者代表委員からは前回提示額の56円から2円引き上げて58円、1,084円が提示された。

(8)、これまで6回にわたって意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払い能力等に対する考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3、結論。第6回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して、現行最低賃金1,026円を64円引き上げて、令和8年度の最低賃金を1,090円としたいとの公益委員見解を別添のとおり示した。採決した結果、賛成5名、反対3名となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を1,090円に改定すること、効力発効日を令和8年10月25日とすることを当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。以上で報告を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいま松本部会長代理から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過についての説明がございましたが、これについて何か御質問、御意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

無いようですので、それでは鹿児島県最低賃金の改正決定について、これからお諮りしたいと思います。

本審議会は、ただいまの専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額1,090円に改正することとしてよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○ 川口会長

異議ありとの御発言があり、全会一致に至らないと判断されることから、採決により決定

したいと思いますが、その前に議事の進め方について事務局より説明をお願いいたします。

○ 松下室長

最低賃金審議会令第5条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによるとなっております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。議事の進め方、決め方について、事務局より説明がございました。

それでは、これより鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよいか、お諮りしたいと思います。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益3名、 労側5名、 使側0名、 合計8名)

○ 川口会長

専門部会の結論につきまして、反対の委員の挙手をお願いいたします。

(公益0名、 労側0名、 使側5名、 合計5名)

○ 川口会長

ただいまの採決によりまして、賛成8名、反対5名ということになります。賛成多数により専門部会の結論と同じ結論に決しました。私から鹿児島労働局長に答申いたしますが、何か御意見等ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

事務局の準備ができるまでしばらく休会いたします。よろしくお願いします。

(休 会)

○ 川口会長

お待たせしました。お手元に答申文の案が届いているかと思います。いま一度、御確認のため黙読をお願いいたします。少々時間を置きますので、よろしくお願いします。

(黙 読)

○ 川口会長

それでは、案に対する御意見等はございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、答申文の準備ができましたので答申文を読み上げます。局長は前のほうにお進みください。

(両者会場中央へ)

○ 川口会長

令和8年8月26日 鹿児島労働局長 永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会 会長川口俊一。

鹿児島県最低賃金の改正決定について答申。

当審議会は、令和8年7月10日付、鹿労発基0710第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月5日発効の鹿児島県最低賃金（時間額953円）は令和6年度の鹿児島県の

生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1 鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1、適用する地域、鹿児島県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に関わる最低賃金額、1時間1,090円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生日、令和8年10月25日。

別紙2 鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。(1)、件名、鹿児島県最低賃金。(2)、最低賃金額、時間額953円。(3)、発効日、令和6年10月5日。2、生活保護費。(1)、比較対象者、18歳から19歳・単身世帯者。(2)、対象年度、令和6年度。(3)、生活保護費 令和6年度、生活扶助基準 第1類費、第2類費、期末一時扶助費 の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額9万2,606円。3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額との比較をすると、鹿児島県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

以上です。

(答申文交付)

○ 川口会長

ただいま答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長に御挨拶をお願いいたします。

○ 永野局長

ただいま令和8年度の鹿児島県最低賃金の改正決定に関わる答申をいただきました。

本年度の改正審議につきましては、7月10日に諮問をさせていただき、その後、最低賃金専門部会が設置され、7月27日の第1回専門部会から本日まで計6回の専門部会が開催されました。

昨今の物価高や価格転嫁の状況、さらには中東情勢の影響も見られる中、今年の中央最低賃金審議会の目安答申においては、Aランクが54円、B、Cランクが56円という金額が示され、最低賃金に関わる話題が連日のように報道されるなど審議に対する注目度が極めて高く、また、猛暑や地震などの自然災害なども発生する中、長時間にわたる慎重かつ真摯な御審議

を重ねていただきまして、本日この第3回本審の席におきまして、鹿児島県最低賃金の改正に対しての答申をいただいたところでございます。

本年度も、中央最低賃金審議会の日程の関係等から非常にタイトな日程の中での審議会、専門部会の開催となり、川口会長をはじめとする公労使の各委員の皆様には大変な御苦勞をおかけしたことを思います。心より感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申出についての公示を経て、最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の手続を進めてまいります。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知とその履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策についても、鹿児島労働局を挙げて、その周知、説明等に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、これまでの各委員の皆様の御尽力に対し、重ねてお礼申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○ 川口会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題のその他に移ります。何か委員の皆様方からその他に関してございますか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

他に無いようであれば、今後の予定等について事務局から説明等をお願いいたします。

○ 二石室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきまして直ちに審議会の御意見として

答申の内容を公示いたします。公示に対する異議申出の締切りは、公示の翌日から15日目となりますので9月10日木曜日が締切日となります。

従いまして異議の申出があった場合は、異議申出締切日の翌日である9月11日金曜日午前10時から労働局の第2会議室この会議室で4回目の本審を開催し、異議申出の内容について御審議いただくことになりますので、日程の確保をお願いいたします。なお、異議の申出が無かった場合もこの件に関する審議の必要はございませんが、産業別最低賃金に関する議題もございますので、第4回本審は開催させていただきます。

また、産業別最低賃金につきましては改正の必要性の審議をしていただくために、今度8月28日金曜日午後3時と8月31日月曜日午後2時から運営小委員会を開催することになっております。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産業別最賃の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月18日金曜日まで推薦いただければ幸いです。

各専門部会は、できれば9月下旬から10月上旬頃には審議に入れるよう調整したいと考えております。なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最終審議日は10月30日金曜日となります。以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいま今後のスケジュールについての説明がありましたように、今後、公示を行い、異議の申出があった場合は、異議申出締切日の翌日である9月11日金曜日の10時から第4回の本審を開催することとなりますので、委員の皆様方日程の確保をお願いいたします。

また、8月28日金曜日午後3時と8月31日月曜日の午後2時から運営小委員会を開催し、改正の必要性がありとなれば、第4回本審における労働局長による諮問を経て産別最賃の専門部会の委員の推薦を9月18日金曜日までにさせていただきたいということです。このスケジュール日程についてもよろしくをお願いいたします。

ほかに事務局からは何かございますか。

○ 松下室長

いいえ、特にございません。

○ 川口会長

ほかに委員の皆様方から何かございますか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、最後に、本日の議事の議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員にお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての議事が終了いたしましたので、本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。